



わたなべ正博 通信



保有地視察 上田市土地開発公社のあり方を理事として考える

土地開発公社は自治体と一体の存在

上田市土地開発公社は1973年に施行された「公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）」に基づき、上田市が出資して設立した特別法人で、全国の道府県や市町村で設立しました。行政が直接土地を購入するときは、さまざまな制約がありますが、土地開発公社を介せば制約から逃れられるということがあります。

地価の上昇期に土地開発公社が公有地を先行取得しておけば、その後どんなに地価が上昇しても、先行取得時の値段で自治体は土地開発公社から買い戻せるので自治体の財政経営上有利でした。しかし、地価下落後も土地開発公社による土地先行取得が拡大していきま

上田市土地開発公社管理地の看板のある「鷹匠町公会堂」脇の約250㎡。平成10年に購入したときの値段とその後を経費などを含めて帳簿上の価格（簿価）は約1億円の土地です。

公社保有地が不良債権化・・・



しかし、今売るとすれば地価が大幅に下落しているので約2000万円程度（8000万円の損失）。

五加自治会館隣接地5845㎡の簿価は、2億4千600万円（購入は平成7年）にたいし、時価は約1億7000万円（7600万円の損失）です。ただし、買い手があっての話だが・・・。しかも、保有地はここだ

けではないからやっかいです。



これが地開発公社問題というところ。平成18年には、簿価は1億000万円を超えています。

たが土地売却などで、平成23年度末の上田市土地開発公社保有地は、約187万㎡、簿価にして約67億円弱でした。

公有地全体のあり方をルール化

これからの公社のあり方として、公社土地も市有地も全部一緒に、公有地全体の取得、保有、賃貸、処分などのルールづくりを条例化して、公平で低コストの公共空間の形成を追求していくことだと考えます。

加えて、「情報公開」とさらに議会は、公社や行政の土地取引があれば、必ず現場を確認するような実践が必要です。

「塩漬け土地」の解決

土地開発公社の解散が各地で加速しています。国の「健全化対策」に従って起債による買い戻しをすすめるのか、そうでなくて借金を抑制して行革をすすめるながら解消していくのか、上田市は、後者を選択したが、これで損失が帳消しになるわけではない。

わたなべ正博のノート

(12日現在)

- 1日 第84回メーデー・議会機能強化特別委員会
- 2日 上田原団地「生活相談」・上田市土地開発公社保有地視察
- 3日 堰払い・憲法記念街頭演説・下之郷農家組合会議
- 4日 公晴焼き肉会・モルティー街宣
- 5日 家族旅行「美ヶ原・松本方面」
- 6日 15分団詰め所建設打合せ
- 8日 会派視察「島根県、大田市・益田市・浜田市」(2泊3日)
- 10日 義母(すぐる)の一周忌
- 11日 塩田中学校55周年・浅間池水神祭
- 12日 議会会派代表者会・議員クラブ会
- 13日 議会産業水道委員会視察
- 14日 「川口市・東大阪・奈良市・伊賀市」(2泊3日)
- 16日 東塩田振興会総会
- 17日 議会機能強化特別委員会・塩田商工振興会と塩田5人議員との懇談会
- 18日 モルティー街宣
- 19日 消費税増税反対署名活動
- 20日 別所線存続期成同盟会
- 21日 上下水道事業者組合総会
- 22日 上田生協診療所「定期検診」
- 23日 生活相談「介護保険」
- 24日 上田市土地開発公社理事会
- 25日 モルティー街宣・陽だまり相談会
- 26日 唐沢あき来田「女性の集い」
- 27日 議会運営委員会「質問通告開始」
- 29日 6月議会本格準備・・・

[5月]

憲法は国家権力を縛るもので 国民を縛るものではない

憲法に基づいて「国のあり方を定める」という、その主旨は、権力を持つ人が自分たちに都合よく国を動かさないようにするため、国民が権力者を縛るといふことです。

憲法の本質を 変えてはならない

それは、権力は何をしでかすかわからない、これが大前提だからです。

最近の論調で多いのは、憲法には国民の権利は書いてあるが義務は書いてない。この国民の義務論は基本的に誤りです。

憲法を考える

一見民主主義的に選挙で選ばれた政府であっても、国家権力はいつそれを乱用したり、いつ国民の人権を侵害するかわからない。

そもそも憲法は国家権力を縛るもので国民を縛るものではないので、この義務論は憲法の本質を変えてしまふものです。

国家権力はそういう本質を持っている、これが基本的な認識です。

憲法と法律との関係で、法律の本質は、国が社会の秩序や安全を守るため、国民の自分勝手を抑えるものです。憲法第10章で、憲法は国の最高法規であり、憲法に違反する法律は効力を持たない……。

人の支配ではなく法の支配によって権力をコントロールし、国民の人権を保障する。これが立憲主義の基本的発想です。

あらためて「憲法とは」「くらしと憲法」などしっかりと学ぶことの必要性を感じます。

これは日本だけでなくすべての国の憲法がそうなります。



原発の輸出は、例えていうなら、食中毒 事故を起こした飲食店の店主が、いまだ 事故の後始末もついでないのに、自家 製食品を訪問販売するようなものです

▼「日本の最高水準の技術に強い関心が寄せられた」。中東諸国を歴訪した安倍晋三首相はこう豪語し、福島原発事故以降では初の原子力協定をアラブ首長国連邦、トルコと交わしました。

三菱重工がトルコでの原発建設に向けて「排他的交渉権」を得たといえます。

▼首相はこうも言いました。「苛酷な事故の経験と教訓を世界と共有し、原子力安全の向上に貢献するのは日本の責務だ」。福島の事故を経験したからこそ、原発を輸出する……。白を黒といいくるめ、何が何でも原発を売ろうという考えです。

原発輸出は否認

▼増え続ける汚染水の問題は、出口が見えていません。東京電力が海洋放出に踏み切れば、国際問題となりま

す。放射能を垂れ流しながら、一方で原発を海外に売る。こんな事態があつていいものか。（しんぶん赤旗「潮流」）



世界遺産に ふさわしい環境を

日本の象徴ともいえる富士山が、世界遺産に登録される運びとなり、地元のみならず、喜びにわいています。

富士山のもつ自然や文化、愛され親しまれてきた歴史をみれば、日本人には昔から心に根づいてきた宝物です。

しかし、忘れてはならないのが、米軍と自衛隊が訓練をくり返す東富士演習場です。戦車が広大な大地を荒らし、軍用機が大気をふるわす。実弾射撃によって穴があいた山すその無残な姿……。

演習場は北富士にもあり、オスプレイの配備も計画されています。登録を機に、まずは世界遺産に最もふさわしくない軍事の場をなくさなければと思う。

